

公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成25年7月31日

施設名	高知県立池公園	所管課名	土木部公園下水道課
-----	---------	------	-----------

1 施設の概要

指定管理者名	平成緑化建設株式会社	指定期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
施設所在地	高知県高知市池 2311-1,2328-2,2425-1,2435,2440-1		
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 植栽の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・高中低木の維持管理 ・芝生の維持管理 ・裸地及び花壇の維持管理 ・施肥 ・防除 公園施設、設備の維持管理及び清掃等 <ul style="list-style-type: none"> ・公園の施設、設備の維持管理 ・園内の維持管理清掃 公園行為の許可 <ul style="list-style-type: none"> ・公園の行為の許可(年間) テニスコートの管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコートの管理運営(年間) 		
施設内容	<p>○ 面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など</p> <p>【公園全体】 面積: 約3.5ha</p> <p>【テニスコート】 面積: 2面 施設・整備: ラケット、ボールのレンタル(ラケット300円/回、ボール200円/回) 利用時間: 8:00～18:00 休所日: 年中無休 料金: 高校生以下350円/時間、その他の者500円/時間</p>		
職員体制	平成緑化建設株式会社の職員体制の中で対応しているため、専任の常勤職員・非常勤職員での対応を行っていない。		

2 収支の状況

単位: 円

		23年度(決算)	24年度(決算)	25年度(予算)
収入	県支出金	6,100,000	5,500,000	5,700,000
	使用料・手数料	1,148,460	1,379,595	700,000
	その他	416,487	416,498	230,000
	収入計 (a)	7,664,947	7,296,093	6,630,000
支出	事業費	0	0	0
	管理運営費	1,768,125	1,743,496	3,534,000
	人件費	5,896,822	5,552,597	3,096,000
	その他	0	0	0
	支出計 (b)	7,664,947	7,296,093	6,630,000
収支差額(a)-(b)		0	0	0

3 利用状況

	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(目標)
①テニスコートの年間利用者数(単位:人)	3,011	4,626	4,500
②利用者意見等の反映	<p>○利用者アンケート等の実施状況(時期・方法・回答数・調査結果等) 時期:9月, 2~3月 方法:アンケート月間を設け、テニス利用者に対しアンケート用紙を配布し、無記名で回収BOXに投函。 調査結果:予約受付時の対応、現地での対応、利用時間延長については概ね良い評価が得られた。要望の中では、「コート周辺にトイレ・シャワーがあればよい」が多い。</p>		
③その他特記事項	ホームページで、利用者からの問い合わせを受け付けている。		

4 平成24年度業務評価

項目	状況説明
①適正な管理運営の確保	概ね協定書、仕様書、事業計画に基づく適正な管理運営が実施された。遊具施設点検の研修に参加し、積極的に管理運営の適正化に努めている。テニスコートについては、午前8時から午後6時の時間帯で年中無休で利用できる体制を維持した。毎週土曜日のオーガニックマーケット開催により、利用者が多く集まるようになったが、事故もなく、利用者の安全確保が図られている。
②利用者サービスの維持向上	事業計画に基づいて適正に管理運営が実施された。テニスコートの夏季の利用時間延長を実施し、利用者から好評を得ている。また、コートの予約、空き状況を小まめに更新し、ホームページに公開していることは評価できる。オーガニックマーケット開催者との利用調整、高知市及び近隣市町村の小学校・保育所の遠足での利用を促す広報を実施し、集いやすい公園環境づくりに努めている。
③利用実績	テニスコートは、利用者数は昨年比53%増、利用料収入は45%増となった。オーガニックマーケットの開催により、公園が知られるようになり、公園利用者は増加してきている。また、小学校・保育所の遠足での利用が増加してきていることは評価できる。
④収支の状況	自動販売機の収益と本社からの充当により収支の均衡がとれ、経費削減が図れる業務では、外部委託から直営作業に変更することにより、経費削減を実施し、適正に業務が実施されていることは評価できる。
総合評価	協定書、年度事業計画書に基づき管理運営業務が実施されるとともに、利用促進のためのサービス向上にも取り組んでおり、適正な管理運営が行われたと認められる。
	B

【評価の目安】

- A: 仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
- B: おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
- C: 仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
- D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの